

平成24年第4回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（平成24年12月18日）

（午前9時57分 開会）

開会・開議宣告

○議長（山崎数彦君） おはようございます。

ただいまから、平成24年歌志内市議会第4回定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（山崎数彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第77条の規定により、会議録署名議員に2番川野敏夫さん、6番女鹿聡さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（山崎数彦君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会を、本日から12月20日までの3日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

諸般報告

○議長（山崎数彦君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

渡部議会事務局長。

○議会事務局長（渡部一幸君） 報告いたします。

この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案4件、報告1件、委員会提出議案2件、委員長報告1件であります。

次に、議長の報告でございますが、平成24年第4回臨時会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記

記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（山崎数彦君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

市 政 報 告

○議長（山崎数彦君） 日程第4 市政報告であります。

市長より所信表明の申し出がありますので、お受けしたいと思います。

村上市長。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

去る10月26日、歌志内市長に就任いたしました私の今後の市政執行の所信につきまして申し上げ、市議会議員の皆様を初め、市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

市政の基本姿勢でございますが、泉谷市政の「市民の心を大切にし、公平で民主的な市政の確立」の精神を継承し、「市民が参画するまちづくりと、安定した財政運営の確立」に努めながら、「市民と協働のまちづくり」を信条として、住みよい地域づくりの実現のため、市民の皆様とともに知恵を出し合い、第5次歌志内市基本構想に掲げる「いきいきと、みんなで創る心ふれあうまち」を目指し全力を尽くしてまいります。

地域産業の振興につきましては、かもい岳スキー場や温泉施設、道の駅を核とした観光資源を初め、ワイン用ブドウ栽培事業等、地域の資源を活かした産業の創出、また、新産業創造等事業の助成制度を活用した民間企業の新分野への進出を支援し、雇用の拡大と地域経済の活性化に努めてまいります。

次に、我が国の高齢化が急速に進行する中、本市における高齢化率は既に41%台に突入し、今後もさらに増加することが予想されることから、歌志内市地域福祉計画を初めとする諸施策を推進し、高齢社会に適応した健康で心ふれあうまちづくりに努めてまいります。

次に、市民が快適な暮らしを送ることのできる地域づくりを進めるために、公的住宅の建て替え事業を計画的に推進、また、消防、防災体制の整備を図るなど諸施策を推進するとともに、除排雪体制の整備を図り、快適で安らぎのあるまちづくりに努めてまいります。

次に、次代を担う子供たちの教育環境の整備はもとより、高齢者の社会参加、地域交流など、生涯学習の観点に立った適切な教育環境の整備、充実を推進し、豊かな心を育む教育と文化のまちづくりに努めてまいります。

次に、行財政改革の推進でございますが、地方分権の進展により、行政需要は多様化し、地方自治法はみずからの判断と責任において、対処することが求められております。また、財政面においては、自主財源の確保や徹底した経費の節減等により、効率的な財政運営を図る必要があります。

このため、しっかりとした行政組織を構築し、職員の資質向上を図り、市民サービスの向上及び行財政運営の効率化に努めてまいります。

以上、これからの市政を進めるに当たっての所信を述べましたが、具体的には毎年度の市政執行方針の中で明らかにすることとし、当面は本年度の市政執行方針に掲げる事業を着実に推

進してまいる所存であります。

私は、市民の皆様の付託にこたえ、これまで以上に予想される厳しい情勢に対し、議会審議を十分に踏まえ、これからの難題に立ち向かい「ふるさと歌志内のまちづくり」に誠心誠意努めてまいります。

議員の皆様、市民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げ、所信表明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） ただいま、市長の所信表明をお聞きしました。

残念ながら、このペーパー、きょう、今もらったものですから、質疑をしたいところいっぱいあるのですが、私も資料を何も持ってきていませんので、今までの私の記憶の範囲で質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目でございますけれども、市政の基本姿勢でございますが云々とありまして、下から3行目ですか、第5次歌志内市基本構想に掲げると、こうございます。これ、私、いつの議会だか、先ほど言いましたように資料を持ってきていないものですから、あれなのですけれども、第5次基本構想については前期と後期で、そして後期はもう既に24年ですか、見直して実施するというので質問をした経緯がありまして、すぐに後期をつくると、こういうような答弁をいただいているのですけれども、いまだに手に渡っていないのですけれども、まず、これはいかがなものでしょうか。

それから、次、地域産業のことなのですけれども、これも記憶で質問をいたしますけれども、新産業創造等事業の助成制度を活用した民間企業の新分野の進出とございます。それで、私の記憶では、もう二、三年になるかな、新年度予算で、かもい岳のスキー場のリフトの、早く言えば修繕ですよ。それに、あれは市の持ち物ですから、この基金をかなり使っていますね。

それで、私この件についても何回も質疑をしておりますけれども、この制度については、私の記憶では、民間にとってはかなりいい制度なのです。3分の2といいましょうか、民間にとってはかなり、こんないい助成制度はないというような、私は記憶しているのですけれども、それで、なるべくこの金は民間企業に使うようにして、市の公共に使うべきではないという考え方が私は持っています。というのは、前にも質問いたしましたけれども、もう既に4億2,000万円ぐらいしか残っていないというような答弁でございましたので、もし公共に使うのであれば、その分、この制度を使わないで一般財源で処置すると。これは、先ほど言いましたように、民間にとってはかなり有利な制度でございますので、できれば、民間に振り向けたほうがいいのではないかとというような気がいたします。

それから、一番最後の段でございますけれども、公的住宅の建てかえ事業を計画的に推進すると、こういうことで述べておりますけれども、これも私、資料を持ってきていないからはっきりは言えませんが、長寿命化計画との関連をお伺いしたいのですよ。長寿命化計画については、私の記憶では、近々中に公営住宅の建てかえ事業はないはずなのです。それで、長寿命化計画を、それでは無視してやるのかと、こういうことになるわけでございますので、その辺の関係をお伺いしたいと思います。

それから次のページの真ん中辺ですけれども、行政改革の件です。自主財源の確保と、こういうことありますけれども、この自主財源の確保というのは、通常以外に何かを予定しているのか、どのような方法なのかをお伺いしたいと思います。

それから、その下の欄の職員の資質の向上を図ると、こういうことでありますけれども、具体的をお願いをしたいと思います。

それから、次の毎年度の市政執行方針の中で明らかにすると、こういうことでございますけれども、私は残念なのですけれども、市政執行方針につきましては、25年度に対しての市政方針だと思うのです。今、市長が述べた所信表明については、25年3月31日まででないかという気がいたしますのですけれども、その辺でいろいろ質問をしたいのですけれども、とにかくペーパーを今もらったものですから、ちょっと私の記憶の中で質問をさせていただきます。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、村上市長。

○市長（村上隆興君） 6点にわたる質問と思います。

1点目の第5次基本構想の関係でございます。歌志内市の行政を推進する場面におきまして、この基本構想に沿って行政を進めていくというのが具体方針であると私は理解しております。したがって、これからいろいろな政策を進める中に、この第5次基本構想と整合性を図っていくことが重要でないかと考えております。したがって、これから政策を展開する中においては、しかるべき手続を踏みまして、計画と整合性を図りながら進めてまいりたいと、このように考えております。

また、2点目の新産業等の関係でございますが、御指摘のとおり、民間にとっては非常に有利な制度でございます。現実にかもい岳のリフト等の改修工事等に利用していることは間違いないことでございますが、残っている基金の積立金、この額は4億円程度ということでございます。したがって、これからのこの活用については十分な論議等を踏まえて、活用について方向性を出していかなければならないと、このように考えております。

また、一般財源を使用して、公共工事については進めるべきでないかと、こういう御意見でないかと思いますが、一般財源につきましては、おのずから総体的な金額というのは限られてまいりますけれども、この辺につきましても御意見を踏まえて、内部的に検討を加えてまいりたいと、このように思っております。

3点目の長寿命化計画でございますが、建てかえについての御指摘がありました。御指摘のとおり、いろいろな事業を展開する際におきまして、この長寿命化計画と整合性を図っていかなければならないと思います。したがって、今後の政策の展開の段階におきましては、この長寿命化計画、これの見直しを図りながら、あるいは整合性を図りながら事業を進めてまいりたいと、そのように考えております。

4点目の自主財源の確保でございますが、市税を初めとする自主財源が非常に少ない。これは歌志内市の持っているところでございますが、それ以外の財源に充当できる、例えば固定資産税にしても、あるいは法人税にしても、地域振興を図りながら、その自主財源の増加というものに努力していかなければならないと考えております。

5点目の職員の資質の向上につきましては、今後いろいろな場面で職員の能力、その他が問われる、そういう時代に入ってくると思います。したがって、職員の研修の場を広げていかなければならないと考えております。

6点目の市政執行方針の中で明らかにする、この部分につきましては、現在24年度予算、あるいは事業が推進されているところでございます。私は、所信表明でも申し上げましたが、泉谷市政を継承してまいりたいと、このように申し述べているところでございますが、24年度につきましては、現在の事業等々を市政方針のもとで3月、年度が終わるまで進めてまいりたいと考えております。

また、現在、予算編成がこれから進められる、そういう段階でございますので、25年度から私の考え、あるいは皆さんのお考えを聞きながら25年度事業について進めてまいりたいと思いますが、予算の裏づけを持ちながら計画を立てていくということになりますと、25年度の予算編成、そして25年度の市政執行方針の中でそれを明らかにしていくと、こういう方法をとってまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 先ほども私言いましたように、自分の手元に資料がないものですから、これ以上のことは、質問をしたいことまだあるのですけれども、確信がないものはなるべく質問しないつもりでございます。

それで、一つだけお伺いしたいのですけれども、第5次基本構想なのですけれども、先ほども私言いましたように、前期と後期、全体の27年までだったかな、ありまして、前期と後期に分けて、それぞれ5年ごとに見直すよということなのですよ。それで、質問したときに答弁では、後期については1年おくらしているのかな、直すのが。それで、早急に後期については見直しをしてということで答弁をいただいているのですけれども、今、市長の答弁では、もちろん基本構想に基づいて市政を執行するのは当たり前のことなのですけれども、後期の見直しがまだなされていないと思うのです、手元に来ていませんのでわからないのですけれども、その辺の進捗状況はどうなっているか、お伺いしたいのです。

○議長（山崎数彦君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 御指摘のとおり、基本構想の見直しについては、まだ事務的に私が10月以降、基本構想の内容を確認している中では、まだ見直し等の手続は進んでいないと思います。したがって、新たな事業展開、これも整合性がとれているかどうかということを含めまして、この辺はしかるべき手続をとらなければなりませんので、その辺は十分踏まえて、総合開発審議会等々の中で修正を図るものは図っていかなければならないと思いますので、その手続等々も並行して進めていきたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） ほかに質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 泉谷市長の精神を継承してということなのですから、今年度はあと3月まで残りわずかということになります。来年度からの、もうこの時点でもっと具体的なものが見えてこない、予算の関係もあるのでしょうかけれども、もっと村上新市長の体制になってこういうことをしたいとか、こういうことを考えているとかというのを、もっと全面的に出していただきたいなと思ったのですけれども、その辺どういうふう考えているかお聞きしたいのと、あと、高齢化、確かに進んでおります。前市長、8年間行ってもらいましたけれども、住民サービスということでは、ちょっと住民からは、なかなか前進したという意見は少なかったと思うのですよね。泉谷市長の精神を継承するということなのですから、今後、新市長の村上市長になって、こういったことの体制というのですか、住民サービスについての向上、どういうふう考えているのかお聞きしたいと思います。

あと、職員の資質向上なのですから、住民サービスを行う上では、職員の仕事を上での環境というのがやはり大事なことだと思うのです。職員が、いかに明るい職場で働いて、明るい環境で住民と接して住民にサービスをする、こういったことを進めないだめだ思うのですけれども、今もいい環境で仕事はしてもらっているとは思っているのですけれども、もっと向上させるという意味で、その辺はどういうふう考えているかお聞きしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 1点目の考えを全面にということでございますが、私の考え方というのは、選挙戦を含めて皆さんに選挙広報等で私の物の考え方というのをお知らせしているつもりでありますけれども、福祉、教育、それから活性化につながるものの考え方というものを一応表現していたつもりでございます。これをどう表に出していくかということにつきましては、やはり財政状況というものがございますので、先ほど申し上げましたとおり、今、予算編成に入っております。

そういう中で、具体的にどういう形であらわしていくか、これにつきましては、予算の裏づけをもって市政執行方針の中で表現していきたい。全てが新年度から、全て表に出していくことができるかどうかという部分も含めまして、私は任期の4年間の中でトータルして考えていきたいと、そのようには思っているのですが、一つ一つ現実に実行できるか否か、その辺も含めてこれから慎重に皆さんの意見を伺いながら、あるいは、自分の考えていた政策が実行できるかどうかというものを慎重に、そして大胆に判断して表現してまいりたいと考えております。

2点目の住民サービスは前進していないけれども、ということで、向上の考えはないかどうか。

昨年度までは財政の健全化という意味で、非常に行政の運営というものが縛られていた、そういう部分はあると思います。したがって、そういう福祉の増進を図る政策を打ちたかったけれども打てなかったという部分も、私はあるのではないかと考えております。それで、ようやく起債の制限比率等もクリアできたという環境になってまいりまして、それで財政的にも落ち着いてきたかなというふうに思っております。

したがって、これから新たな展開としては、まず今まで皆さんに辛抱いただいていた福祉政策を初め、これをやはり必要性の高いものについては戻していくと、こういうところから始めなければならないかなど。それから、新たに行政としてどこまでできるか、こういう部分も研究し、あるいは皆さんに申し上げていた部分について具体的なものとして実行してまいりたい、そのように考えております。これから本当の意味で、新たな考え方で進むことができるのではないかな。ようやくその環境に達したと、そのように理解しております。

3点目は、職員の資質向上でございます。

やはり、世の中の動きというのは非常に早うございます。また、現在、道州制を初め地方分権、権限委譲と相当なスピードで進んできております。したがって、こういうものの情報、あるいは内容、それから今後、行政としてはどういう方向でいかなければならないのか、そういう知識も含めて、やはり研修というのは内部的な研修も必要でしょうけれども、外部的な研修もございますので、そういう場面に職員を送り出して、最新の知識、考え方というものを身につけていただきたいなど、そのような考えを持っております。

職場環境につきましては、御承知のとおり、この苦しい建物の中で最大の効果を上げようということで考えた中でのものだと思いますけれども、これからもどういうふうに効率化できるか、どのようにすることによって環境が改善されるか、このあたりも検討してまいりたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 財政の面で結構大変だったのはよくわかるのですよね。でもその中で、基金として毎年ちゃんとした貯蓄というのですか、積み上げて、今、14億円ぐらいあるのかな。そういったことを、そういうところにお金を積み立てるなという話ではないのですけれど

も、積み立ては必要ですし、市として持っている預金というのは必要なことなのであれなのですけれども、そういうところに全部入れるのではなくて、住民のサービスを少しでも何かできることがあれば還元してほしいというのが住民の声だったのですね、今まで。だからそういったことで、今後、市長に対する、新しい村上市長に対する期待というのは、かなり大きいものだと思うのです。その辺、もう一度こういうふうに思っているということでもいいのですけれども、教えていただければ。

○議長（山崎数彦君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） おっしゃるとおりなのです。全て、基金に積み立てをすることがよしとするのか、当然そういう議論あると思います。しかしながら、やはり私は基金の積み立てというのはある意味まだ不足していると思います。これは、どこの家庭でもそうでしょうけれども、やはり非常時のためにある程度の金額というものの確保というものは、私は必要だと思うのです。ただし、それが単年度ごとに全て積み立てることが正しいのかというと、私はそうは思いません。したがって、基金の積み立てする額が、どの程度のものが適当なのかという議論も出てまいるとは思いますけれども、それも庁内を含めて十分皆さんと話し合わなければならぬだろうと思いますけれども、今後も積み立てをしてまいりたいと、このように思っております。そういう中で、やはり住民サービス、先ほども申しましたように、必要性の高いものについては従来のサービスの復元も考えていかなければなりませんし、また、新たなサービスにも取り組んでいかなければなりません。

そういう中で、私が申し上げてきました中で、やはり大きな部分は福祉の対策、それから義務教育環境の整備ですね、環境の向上、それから各種団体含め町内会ボランティア、こういう方の御協力をいただいてまちを活性化する、活力を取り戻していく、そういうための支援策等、私はそういうところにも今後、裏づけとして手当していかなければならないと思っております。

御指摘のとおり、積み立て、それから行政に対する対応、こういうものをバランスよくこれから考えていきたいなど、そのように思っております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

報 告 第 1 4 号

○議長（山崎数彦君） 日程第5 報告第14号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

専決処分の承認について御報告いたします。

報告第14号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

専決処分の理由は、平成24年11月8日に、給食センターの食器洗浄機が経年劣化に伴い故障したため、早急に更新整備を行う必要が生じました。

また、同年11月16日の衆議院解散により、同年12月16日に衆議院議員総選挙が執行されることになりました。このため、予算補正を要することになりましたが、議会を招集する時間的余裕がないと認められたので、専決処分したものでございます。

次ページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

1、平成24年度歌志内市一般会計補正予算（第8号）。

次ページをお開き願います。

平成24年度歌志内市一般会計補正予算（第8号）。

平成24年度歌志内市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,711万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億4,386万4,000円とする。

2項は省略いたします。

続きまして、事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳出）。

2款総務費4項選挙費4目衆議院議員選挙費1節報酬42万7,000円の増額補正は、投票立会人及び管理者報酬で、3節職員手当等242万2,000円の増額補正は、選挙事務従事者に係る時間外勤務手当でございます。

7節賃金1万1,000円の増額補正は、投票所管理人に係る賃金でございます。

8節報償費158万5,000円の増額補正は、選挙事務従事者報償金でございます。

9節旅費5万5,000円の増額補正は、投・開票管理者、立会人及び選挙管理委員等の費用弁償で、11節需用費112万円の増額補正は、ポスター掲示板等消耗品費が100万3,000円、お茶等食糧費が5万4,000円、投票所入場券等印刷製本費が6万3,000円でございます。

12節役務費30万5,000円の増額補正は、郵便、電話料が25万4,000円、選挙広報配付手数料等が5万1,000円でございます。

13節委託料77万9,000円の増額補正は、ポスター掲示場設置委託料等でございます。

14節使用料及び賃借料4万5,000円の増額補正は、町内会館等3カ所の投票所施設借上料で、18節備品購入費204万9,000円の増額補正は、投票記載台が9台で36万9,000円、国民審査投票読み取り集計機が1台で168万円でございます。なお、この投票読み取り機の購入は国民審査専用であり、票の集計時間の短縮及び省力化を図るものでございます。

次に、10款教育費6項保健体育費4目学校給食費18節備品購入費513万6,000円の増額補正は、経年劣化に伴う食器洗浄機の更新使用であります。

次に、5ページをお開き願います。

15款1項1目とも予備費318万4,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整によるものでございます。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、2ページをお開き願います。

す。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳入）。

14款道支出金3項道委託金1目総務費委託金3節衆議院議員選挙費委託金711万8,000円の増額補正は、衆議院議員総選挙執行経費であります。

次に、18款1項1目とも繰越金1節前年度繰越金1,000万円の増額補正は、前年度繰越金の一部を予算計上するものでございます。

以上で、報告第14号の専決処分の承認を求めることについての説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 3ページ、4ページでちょっとお伺いをいたします。

事項別明細の歳出でございます。

この衆議院議員選挙費の中の財源手当を見ますと、一般財源で168万円が出ております。私ですね、国の選挙なので一般財源必要なのかという気がしているのですよ。それで、必要だからここに載っているのだと思うのですけれども、168万円の内訳をちょっと教えていただきたいと思います。

それから、期日前投票をやっているはずなのですけれども、期日前投票でどのぐらい、人件費もかかると思うのですけれども、どのぐらいかかっているのかお伺いをしたいと思います。

それから、一番最後の備品購入費でございます。先ほど提案説明でございましたけれども、国審の読み取り機168万円、提案説明がありましたけれども、これ4年に1回しか使わないのですよね。それで、費用対効果をどう考えているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。3点でお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 1点目につきましては私のほうから、2点目、3点目につきましては総務課主幹のほうから御答弁いたします。

1点目の衆議院議員選挙で、選挙費で168万円の一般財源が出ているということでございます。原田議員のおっしゃるとおり、普通、国政選挙の場合は、持ち出しというのは余り、余りというか、ほとんどないような状態で予算を組むというのが通常でございます。それで、今回この168万円というのは、ちょうど国審の読み取り機の備品購入に当たる部分でございます。普通のこの読み取り機の部分がそっくり一財のほうに回っているということでございます。

これにつきましては、経費の普通の算定の中では出てこないのですが、国からのお金の中で、調整費という部分で後からこれが算定されて歳入で入るということを見込んでおります。

それで、その調整費がどれぐらいつくかと。例えば、168万円の70%が調整費として認められるのか。それとも100%認められるのかというのが、今の段階ではちょっと予測できないということで、一応は168万円全部一財という扱いにしております。この後、この調整費の金額が確定した時点で歳入を増額補正して、一財をなくしてまいりたいと。少なくするか、全くゼロになるかということで考えております。

○議長（山崎数彦君） 平間総務課主幹。

○総務課主幹（平間靖人君） 質問の2点目の期日前投票に要する経費ということでございますけれども、期日前投票に係ります投票立会人、それから職員の時間外勤務手当、それから開票管理者として出席いただきます委員の方の費用弁償、これらが期日前投票に要する経費とな

りますけれども、これらトータルいたしますと、今回の予算額で55万500円がこれらに要する経費として計上させていただいたところでございます。

それから、3点目になります。今回導入した国審の読み取り機の費用対効果という部分でございます。議員御指摘のとおり、国審につきましては4年に1回というのが衆議院の総選挙と同時にされる国民審査ということで、これの審査に係る部分で今回新たに導入をさせていただいたところでございますが、御承知のとおり国民審査の判定につきましては、これまでも小選挙区、それから比例代表のほうの作業が早めに終了いたしましても、国民審査のほうの判定が非常に長引くということで、これまで大体おおむね11時から11時半ぐらいに終了しているという状況がございました。

これまでもいろいろと開票作業の効率化につきましては、種々努力はしてきているところではあります。やはり国審につきましては、その辺の部分で苦勞してきております。今回、衆議院の小選挙区、それから比例代表、それから国民審査ということで、3つの系統で開票作業を行っているところでございますが、やはり職員数が減少している中で、そういった人員の確保は難しいということもあります。少しでも少ない人数によってこういった作業を終わらせたいという観点がございまして、若干費用は多くかかるということではございますけれども、今回導入をさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 期日前投票の件なのですけれども、私なぜこれを聞いたかというのは、実は、歌志内の投票所は、たしか以前は9つだったかな、それが今7カ所ですね。それで、結局、縮小したものだから、されたところは結局投票所、遠くなったのですよ。それで、遠くなった人から話を聞くと、御存じのとおり、ほとんど高齢者なのですよね。それで、投票所まで行くのは大変だと、こういう話をよく聞きます。議員さんもみんな選挙をやっているから、市長も選挙をやっているのだから、そういう声は聞いていると思うのですよ。

それで、どこかの市町村だったと思いますけれども、うちは期日前投票やるのに役所の2階で1カ所ですよ。ですから、そういう人のために、例えば、前は、東光の場合は児童館ですか、それから神威の美山のほうは歌志内中学校ですか、あの辺でやっていましたよね。だからその近くで期日前投票をやれば、そういう声もなくなるのかなと。それから、そういうことをやることによって、投票率もかなり上がるのではないかなという気がしているのですよ。それでそういうことを選管として考えなかったのかということ、考えなかったのか、あるいは話題にもならなかったのかをお伺いしたいと思います。

それから、168万円ですか、これは確かにありました。それで、私も実務をやった経験がありますけれども、この場合、小選挙区、それから比例をやって、そしてそれはまだ50枚ずつ束で立会人に回ってきますよね。そして、それが回っていくうちに国審をやれば、時間を短縮できた。確かに、ないよりあったほうがいいですよ。あったほうがいいのだけれども、どうせ開票場を閉めるとすれば、最終的に開票録ができなければ、それまでみんな職員待っているのですよね。その暇に手作業でできるのではないかと、今、私、体験上言うのですけれども、ですから、先ほど調整費で何ぼか来るといって話でございますけれども、私は先ほども言ったように4年に1回で、たかが今回は2,500票ぐらいですか、そのぐらいの票であれば、小選挙区、比例をやって、待っている立会人のところにいっぱいたまっていますよね。その間に国審を手作業でやれば、これを買って4年に1回ですから、何年に1回メンテやるかわかりませんが、そういう金もかかってくると思うのですよね。ですから、特に単費でということ

で調整費何ぼ来るかわからないというのですけれども、そういうことのほうが、私は言葉は悪いのですけれども、無駄遣いのような気がするのですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 平間主幹。

○総務課主幹（平間靖人君） 期日前の関係で、投票率向上させるために、やはり会場をふやしてはどうかというようなこと、そういった御意見かと思えますけれども、選挙管理委員会として、そういった御不便というか、なかなか投票所のほうに来られない方の対応につきましては、やはり会場の位置とかも含めて、選挙管理委員会の中で議論をしているところではございます。

ただ今回、なかなか衆議院議員の場合はちょっと時間がなくて、その辺を煮詰めることはできておりませんが、今後のやはり投票者数、選挙人が減ってきている状況、それからずっと今回まで7回、7カ所の投票所で行っているということで、投票率は上がっていないというそれらの状況も踏まえまして、また今後、煮詰めていきたいなど、このように考えているところでございます。

それから2点目の、国民審査の機械の関係でございます。

確かに議員おっしゃられますように、開票を経験された方には、見た方にはおわかりかと思えますけれども、やはり一定の作業、開票、票をまず仕分ける作業、そこら辺が終わった後、点検等に入っていくわけですけれども、その間、手がすいている従事者も中にはいらっしゃいます。その辺をいかに効率的に作業に入っていけるのかというようなことで、あるまちでは機械を入れることによりまして、小選挙区をひとつ全員で終わらせて、その後比例を全部終わらせて、さらに同じメンバーで国審も終わらせると、こういった事務従事者数を減らして、そして効率化を図っているというような自治体も、選挙管理委員会もございます。

私ども、そこまでできないまでも、今回、国審の機械を入れることによって、判別に関して、審査票の投票用紙の判別につきましては、かなり効果があらわれたことがわかったところでございますので、今、議員おっしゃられるように、小選挙区が最初に終わるとというのが今までの私どもの事例でございますので、その小選挙区の従事者、それらを今度、国審のほうに回すというような作業のほうに回すというようなことも、現在、きのう、おととい、終わったばかりではありますけれども考えていきたいなど、このように思っております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 1点なのですけれども、教育費の学校給食費、機械故障ということで今回上がっているのですけれども、前回、1回また何か多分違う機械だと思うのですけれども、壊れて直されていると思うのですよね。そのときに我慢して機械を使っていると言っていたので、今後こういった事例がまた出てくるのか、ちょっとお聞きしたいのです。

○議長（山崎数彦君） 小玉教育次長。

○教育次長（小玉和彦君） 今の給食センター、昭和59年に改築されまして、現在に至って約30年近くたっております、その当時の設備機械が今に至っているというところでございます。非常に古くなってきた機械ということが多くなってきておりまして、今後もそういう経年劣化というようなことで起こる可能性が非常に高いという状況、現実があります。何とかここ二、三年のうちに、なるべく早く壊れる確率が高いものを優先的に整備していきたいというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第14号について採決をいたします。

この件について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第14号は、報告のとおり承認されました。

10分間休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時01分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

報 告 第 1 5 号

○議長（山崎数彦君） 日程第6 報告第15号議案第46号平成23年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について、議案第47号平成23年度歌志内市病院事業会計決算の認定について（平成24年9月11日決算審査特別委員会付託）を議題といたします。

この件について、特別委員会委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長梶敏さん。

○決算審査特別委員会委員長（梶敏君） ー登壇ー

報告第15号議案第46号平成23年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について、議案第47号平成23年度歌志内市病院事業会計決算の認定について。

決算審査特別委員会審査報告書。

当委員会に閉会中の審査として、付託を受けた事件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第98条の規定により報告いたします。

記。

一つ、事件。

議案第46号平成23年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について。

議案第47号平成23年度歌志内市病院事業会計決算の認定について。

平成24年9月11日付託。

二つ、審査の経過、11月14日、15日、16日の3日間、これが審査のため特別委員会を開催し慎重に審査した。

三つ、審査の結果、認定する。

以上であります。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第15号について採決をいたします。

この本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第46号平成23年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について、議案第47号平成23年度歌志内市病院事業会計決算の認定についての件は、原案のとおり認定されました。

議 案 第 5 5 号

○議長（山崎数彦君） 日程第7 議案第55号歌志内市立養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第55号歌志内市立養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、歌志内市立中空知養護老人ホーム楽生園において、平成25年4月1日から介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく特定施設入居者介護サービス事業を開始するため、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市立養護老人ホーム条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の1ページをごらん願いたいと思います。

歌志内市立養護老人ホーム条例（平成17年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「規定」の次に「及び介護保険法（平成9年法律第123号）の定め」を加え、「を設置する」を「の設置及び管理に関し必要な事項を定める」に改める。

第4条中「を行う」を「及び介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護サービス事業並びに同法第8条の2第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護サービス事業を行うものとする」に改める。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（利用料金）。

第8条、第4条に規定する介護保険サービスの利用に係る料金は、厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数（平成18年厚生労働省告示第165号）により算定した額の範囲内とする。

第2項、前項の費用は、指定管理者の収入とする。

これは、特定施設入居者生活介護サービス事業を実施した場合の介護報酬について、これまでの措置費と同様に指定管理者の収入とするものでございます。

附則。

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） ちょっと内容がわからないものですから、具体的に教えていただきたいと思います。それで、もし私の質問が間違っていたら指摘をしてください。

提案理由にあるように、介護保険法に基づく特定施設入居者介護サービス事業を始めますよということだと思っております。それで、今は建物は老人ホームで100人収容ですか、こういう形ですね。それでも、この条例が可決されたとすれば、今100人入っていますよと。それで、この介護保険法適用しますよと。そうした場合に、そこの今、老人ホームに入っている人が該当になるのだと思うのですけれども、これをすることによって、例えば100床のうち何床は介護サービスですよと、何床は老人ホームですよと、こういうふうになると思うのですよ。それで、もしそうだとすれば、介護保険法の特定施設に入る人、例えば、100名の入所ですから50人ですか、50床を指定しますよと、こうなった場合に、あそこの施設については畳の部屋ですよ。そうすると、何十床するかわかりませんが、それを今度フロアにしてベッドを入れるとか、そういう施設に改修するようになるのか。それから、しらかば荘がありますよね。しらかば荘との関係で、例えば、しらかば荘に入りたいよとって、待機者がいるから入れませんよと。そうすると、こちらで今、老人ホームで介護に認定した場合に、例えば50床で今45人しかいないから、5人あいているから入れますよと、こうなるのか、その辺の関係がちょっとわからないのですよ。

それと、もう一つは料金なのですけれども、今、老人ホームに入っている人も自己負担があるのだと思うのですけれども、もし、この介護のほうになると、ここにありますように、厚生労働大臣が定める云々ところありますよね。料金が高くなるのか、入所者の。それから、今、寮母さんがいると思うのですけれども、こういう施設になることによって、寮母さんの新たな資格というのか、それが要るのか要らないのか、今の寮母さんの体制でできるのか、その辺をちょっとお伺いしたいのですけれども。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） まず1点目の、今、100人入所してしまして、そのうちの何人が特定施設の利用ということになるのかという部分でございますが、現在100人のうち、大体3割程度の方が要介護、要支援ということで、既にもう認定を受けているという状況でありますので、現在のところ大体30人程度、その介護報酬としての適用を受けながら、その特定施設化に向けてなった場合に介護報酬を受けられる方々ということで一応考えております。

また、施設の改修については、現在その改修は必要なく、現在の施設のままで一応特定施設ができるということになっております。

また、しらかば荘との関係ですけれども、養護老人ホームはあくまでも生活困窮者とか、一応、自立というものが基本になってきますので、今回の特定施設化によって、先ほど言いましたように、3割の方が一応高齢化によってちょっとADLが高くなっておりますので、入所していながら、そういう介護保険の部分の適用を受けながら、日常生活の支援を受けながら、サービスを受けながら一日でも長く施設のほうにいられるというようなことで、特定施設のメリットということになっております。

しらかば荘は、本当に重度と申しますか、全介助がなければ生活できない方々の施設であり

ますので、今言われたように、しらかば荘が満杯であって、養護老人ホームのほうがちょっとあいているからそちらのほうにというふうになりますと、その介護の程度にもよりますけれども、基本的には建物の性質がちょっと違いますので、そういうふうにはならないかなというふうには考えております。

あと、また利用料金については、基本的には養護老人ホームの部分については、措置費の部分が今現在100床の部分の措置費でなっていますけれども、今度、70対30の部分の措置費になりますので、当然、措置費の分も下がってきます。ですけれども、一応、介護保険料の部分の適用が30になりますので、基本的には利用料金の負担金についてはそんなに変わらないというふうになります。

あと、寮母さんについては、特定施設になることによって、人員的には、配置的には、今いる生活相談員については入居者100名に対して1名と。そして、管理者についても現在のままの兼務で大丈夫です。そして、ふえるのが計画作成責任者ということで、これはケアマネジャーといいますか、介護支援専門員の方が一応1名配置することになっておりますので、その方の分が1名ふえるということになります。

それで、特定施設は、平成18年4月に実施された介護保険法の改正によりまして、養護老人ホームでも外部サービスの利用型の特定施設として基準を満たすことによりまして、都道府県に申請して、介護保険上の特定施設の入居者生活介護の事業所として指定を受けることができます。この指定を受けることによって、介護保険制度にのっとった報酬ができるということになります。

それで、サービス内容としては、入浴、排せつ、食事の介護と、その他日常生活の世話というのが基本的なサービスということになります。それで、要介護状態になった場合でも、その特定施設における入所者様の特定施設において、その要するに能力に応じて自立した生活を営むようにすることができるという部分が目的であります。それに従って、その特定施設の介護事業として整備していくというふうになるということでもあります。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 端的に聞きたいのですけれども、例えば、しらかば荘であれば寝たきりだとか、それから食事の食べられない人は介護者というのですか、寮母さんというのですか、食べさせてくれたり、排便のできない人はやってくれと、こういう施設ですよ。そうすると、今度この施設は、そういう状態になったら、その人はここにいられませんよということになるのでしょうか。その辺ちょっとお伺いしたいのです。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 基本的には、今言われたように、寝たきりになって自立した生活を送れなくなった場合については、やはりしらかば荘とか、特別養護老人ホームに移動するということになるかと思えます。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） そうすると、最後ですからあれなのですけれども、入って今30名ですか、そういう該当者がおりますよと。そうすると、自立のできる人はいいのだけれども、自立できない人はだめだよという考え方でよろしいのですか。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 基本的に、今言われたように、例えば介護度5になって全介助になってしまいますと、特定施設というのは、今お話ししたように外部サービス利用型の特

定施設ということになります。基本的には、養護老人ホームの中でその基本的な介護のサービス、計画を立てながら、訪問ですとか、相談ですとか、そういうふうを受けることとなります。そして、訪問介護という部分で、例えば訪問介護、訪問看護、通所サービス、これはデイサービスになりますけれども、それぞれの事業所と委託契約をしまして、それぞれの事業所がそのサービスを行うということになりますので、その中で通所サービスであればデイサービス、訪問看護であれば市立病院、訪問介護であれば、ほく志会のほうで新たに事業所として、そこで入浴サービス、排せつ、食事、介護とか、そういう日常的な世話をを行うという形になります。

今、言われたように全介助で、例えば寝たきりになったりした場合は、やはりその対応としては特別養護老人ホームなりの適合する施設のほうに移っていただいで生活していただくということになるかと思えます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 楽生園については、介護が必要な方が30人いるということなのですが、この30人の方に対して、職員の方が介護するということなのですが、介護が必要な人に何人つけるのかというのちょっと聞きたいのですが、あと、現行の職員が介護のことも兼務してやるということなのですが、負担がふえるのではないかなという感じを覚えるのですよね。その辺どういうふうに考えているのか聞きたいのと、あと、介護をした職員の賃金といいますか、こういうのはどういうふうに線引きして支払われるのか、ちょっとお聞きしたいのですが、

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 人員配置については、特定施設入居者生活介護サービス事業所としては、管理者が1名、そして生活相談員は100名に対して1名、計画作成責任者も入居者100名に対して1名を配置するように決められています。

管理者につきましては、楽生園の施設長と兼務と考えております。

また、生活相談員につきましては、楽生園の相談員1名を特定施設入居者生活介護サービス事業所の生活相談員に転換するという予定であります。

また、計画作成責任者は、介護支援専門員の有資格者でありますので、これまで楽生園にはおりませんでしたので、新しく配置するという計画にしております。生活相談員、看護職員、介護職員は、現行で基準を満たしておりますが、計画作成担当者は介護支援専門員ですので、1名配置することになるかと思えます。

それで、兼務で負担はふえるのではないかなという部分ですけれども、確かにその部分では今までと違って、一応かなり負担的にはふえるのではないかなというふうに考えております。

職員の賃金につきましては、現状それがどれぐらいふえるかというのではお聞きはしておりませんが、その辺については、ほく志会さんのほうで、その辺については、それ相応の対応ということになるのかなというふうには考えております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） なければ、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第55号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 5 6 号

○議長（山崎数彦君） 日程第8 議案第56号中・北空知廃棄物処理広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第56号中・北空知廃棄物処理広域連合規約の変更について御提案申し上げます。

提案理由は、中・北空知廃棄物処理広域連合の事務所の移転に伴い、同連合の規約を変更する必要があることから、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

中・北空知廃棄物処理広域連合規約の一部を変更する規約。

中・北空知廃棄物処理広域連合規約（平成22年2月2日空地政第5214号指令）の一部を次のように改正する。

変更内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の2ページをごらん願います。

第6条中「歌志内市字本町1027番地1」を「歌志内市字東光30番地17」に改める。

これは、中・北空知廃棄物処理広域連合が、現在、東光地区に建設しております一般廃棄物焼却処理施設の完成後、同施設内に事務所を移転することに伴い、規約に規定しております事務所所在地を変更するものでございます。

附則。

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第56号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

議案第57号から議案第58号まで

○議長（山崎数彦君） 日程第9 議案第57号及び日程第10 議案第58号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） —登壇—

議案第57号及び議案第58号の補正予算につきまして、私から一括御提案申し上げます。

なお、事項別明細書につきましては、財政課長から御説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議案第57号平成24年度歌志内市一般会計補正予算（第9号）。

平成24年度歌志内市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,063万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億7,449万6,000円とする。

2項は省略いたします。

（債務負担行為の補正）。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

2ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正。

1、追加。

事項、小学校スクールバス運行业務委託。期間、平成24年度より至平成27年度。限度額、3,900万円。

これは、歌志内小学校へ通学する児童の送迎用スクールバスの運行业務委託料で、運行準備期間を考慮し、平成25年2月に契約を締結しようとするものでございます。運行期間につきましては、平成25年度から平成27年度までの3年間であります。

次に、議案第58号に参ります。

議案第58号平成24年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成24年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,371万3,000円とする。

2項は省略いたします。

以上、議案第57号及び議案第58号の補正予算につきまして、一括御提案申し上げます。

事項別明細書につきましては財政課長から御説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） それでは、一般会計補正予算の事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳出）。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 0 目代替輸送関連事業費 2 2 節補償、補填及び賠償金 1 1 4 万 5, 0 0 0 円の増額補正は、北海道中央バス株式会社に支払う砂川市までの代替輸送バス焼山線に係る運行経費補償金であります。

5 項 1 目とも統計調査費 1 節報酬等 1 1 節需用費は、経費の組みかえでございます。

次に、3 款民生費 1 項社会福祉費 3 目障害者福祉費 2 0 節扶助費 2, 0 3 8 万 6, 0 0 0 円の増額補正は、障害者福祉サービス給付事業では、次ページに参りまして、受給者数の増加に伴う生活介護の増が 1, 3 5 4 万 9, 0 0 0 円、サービス単価の増加に伴う療養介護の増が 6 4 5 万 1, 0 0 0 円でございます。

補装具交付修理事業では、電動車いす等補装具交付の増が 3 8 万 6, 0 0 0 円でございます。

5 目医療福祉費 2 8 節繰入金 2 1 万 3, 0 0 0 円の増額補正は、国民健康保険特別会計繰入金ですので、その会計において御説明いたします。

2 項老人福祉費 3 目介護保険費 1 3 節委託料 3 1 万 8, 0 0 0 円の増額補正は、給付件数の増加に伴う介護予防支援委託料の増です。

次に、4 款衛生費 2 項清掃費 2 目ごみ処理費 1 4 節使用料及び賃借料 2 7 万 5, 0 0 0 円の増額補正は、東光最終処分場の維持管理に必要な自動車借上料でございます。

次に、6 款農林費 2 項林業費 1 目林業振興費 1 9 節負担金補助及び交付金 2 万円の増額補正は、作業員就労日数の増に伴う北海道造林協会負担金の増でございます。

次に、8 款土木費 5 項住宅費 1 目住宅管理費 1 5 節工事請負費 3 7 4 万 1, 0 0 0 円の増額補正は、雪害に伴う改良住宅、公営住宅に係る一般修繕の増でございます。

1 9 節負担金補助及び交付金 4 5 万円の増額補正は、次ページに参りまして、申請件数の増に伴う住宅改修促進助成事業補助金の増でございます。

前ページに戻りまして、2 2 節補償、補てん及び賠償金 1 6 万円の増額補正は、神威、桜ヶ岡地区改良住宅に係る移転補償金の増 1 件でございます。

次に、8 ページをお開き願います。

1 5 款 1 項 1 目とも予備費 3 9 2 万 4, 0 0 0 円の増額補正は、歳入歳出予算の調整によるものでございます。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3 ページをお開き願います。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳入）。

1 3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費負担金 1 節障害者自立支援給付費負担金 1, 0 1 9 万 3, 0 0 0 円の増額補正は、障害福祉サービス費等の増が 1, 0 0 0 万円、補装具費の増が 1 9 万 3, 0 0 0 円でございます。

2 項国庫補助金 3 目土木費補助金 1 節住宅地区改良事業費交付金 8 万円の増額補正は、補助事業移転補償金の増 1 件による交付金の増です。

次に、1 4 款道支出金 1 項道負担金 1 目民生費負担金 1 節障害者自立支援給付費負担金 5 0 9 万 6, 0 0 0 円の増額補正は、障害者福祉サービス費等の増が 5 0 0 万円、補装具費の増が 9 万 6, 0 0 0 円でございます。

次に、1 6 款 1 項とも寄附金 1 目 1 節とも一般寄附金 5 0 0 万円の増額補正は、個人からの寄付 1 件によるものでございます。

次に、4 ページをお開き願います。

1 7 款 1 項とも繰入金 3 目 1 節とも過疎地域自立促進特別事業基金繰入金 8 8 5 万円の増額

補正は、代替輸送バス運行経費補償金に対する基金からの繰入金でございます。

次に、19款諸収入4項雑入5目介護予防サービス収入1節介護予防サービス費収入17万9,000円の増額補正は、介護予防支援委託料の増によるものでございます。

8目雑入9節建物総合損害共済収入123万4,000円の増額補正は、雪害による公営住宅の屋根、軒先破損に係る災害共済金の増でございます。

次に、国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、国保の3ページをお開き願います。

国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳出）。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費1節給料7万1,000円の増額補正。

3節職員手当等15万9,000円の増額補正。

4節共済費1万7,000円の減額補正は、職員の人事異動に伴う増減でございます。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、国保の2ページをお開き願います。

国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳入）。

2款1項とも繰入金1目1節とも一般会計繰入金21万3,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整により一般会計から繰り入れするものでございます。

以上で、議案第57号及び議案第58号の補正予算事項別明細書について説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、議案第57号平成24年度歌志内市一般会計補正予算（第9号）について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 歳出の8ページの土木費、住宅改修促進補助事業のやつなのですけれども、住宅リフォーム助成制度の分だと思っておりますけれども、何件今までやっていて、それで今回補正した分は何件分に当たるのか教えていただきたいのですけれども。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 今年度、申請がございました件数でございますけれども、24件でございます。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩いたします。

午前11時41分 休憩

午前11時42分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開します。

柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 20件ございまして、今後5件を想定しております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 今年度から、ちょっと助成の金額のやり方が変わったと思うのですけれども、去年と比べてやはりその分、利用者はふえているということですね。

○議長（山崎数彦君） 柴田課長。

○建設課長（柴田一孔君） 去年が19件ございまして、今年度はさらにふえている状況でございます。

以上です。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） まず2ページ、債務負担行為の補正です。これにつきましては、追加で小学校スクールバスの運行業務委託が出てきております。そこで、これ21年12月の定例会で、21年度から24年度までの債務負担行為を行っておりますね。それで、なおかつ、またここで、何か運行準備期間でどうのこうのという提案がありましたけれども、ここでまた24年から27年となっているのですけれども、それからこの関係で、当初予算に既に1,000万円ぐらいですか、997万5,000円組んでいます。そこで、私はどうも納得がいかないのですけれども、その辺、説明をしていただきたい。なおかつ、限度額については、24年から27年で、4年間で3,900万円ということなのか、その辺もお伺いしたいと思います。

それから、次に5ページ、民生費の社会福祉費の障害者福祉費、補正が2,038万6,000円、これは先ほど提案の説明の中で生活介護、それから療養介護、点数がふえたからということなのですが、当初予算、何ぼ見て今回補正何件がふえたのかをお伺いしたいと思います。

それから7ページ、衛生費の清掃費、東光の最終処分場管理運営事業27万5,000円、これは東光という提案がありましたけれども、これについては歌志内市が払うのか、東光というのは中・北でないかと思うのですけれども、その辺をお伺いしたいと思います。

それから、土木費の住宅管理費、雪害ということで提案がございました。これ、いつ、どういふ雪害なのかをお伺いいたします。なお、この財源内訳の中で、建物総合損害災害共済から123万4,000円入ってくるのだと思うのです。それで、これらのものについては、今までペーパーで、車なり、それから火災保険なり、市政報告があつたはずなのですけれども、これ全然全くないのですけれども、これだけ別に考えているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 1点目の債務負担行為の補正についてでございます。

原田議員おっしゃるとおり、21年12月定例で小学校スクールバスの債務負担行為を議決いただいております。それで、この期間が終わるということで、新たにまた債務負担行為を設定するというところでございます。それで、24年度が重複というようなことだと思うのですが、まず1点目として、これの運行につきましては運行期間が違ふと。前回は22年4月1日から25年3月31日までの運行期間、今回は25年4月1日から28年3月31日までということで、運行期間の違いで別個の債務負担行為として理解をしております。

2点目として、会計年度独立の原則という、その地方自治法の規定により、債務負担行為に基づく契約は予算計上した初年度にのみ締結することができるという内容でございますが、この自治法上の規定によりまして、平成24年度に債務負担行為を設定をしようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 虻川保健福祉課長。

○保健福祉課長（虻川善智君） 民生費のほうの御質問にお答えいたします。

まず、歳出のほうで2,000万円ふえているという件数については、この部分については、生活介護につきましては旧法から新法のほうへ改正になったことによりまして、施設サー

バスが細分化されて、施設入所と生活介護等のサービスの重複請求が可能となったため、生活介護のサービスについて増額となり、生活介護については1,354万9,000円の増額となりました。増額分については17名で、重複施設というのは8施設が重複しております。また、療養介護の補正645万1,000円の増額ですけれども、これにつきましては、権限委譲によりまして北海道のほうから委譲されたものでありますけれども、当初予算のときにおきましては、北海道のサービスの利用料金が明確に示されておりませんでしたので、当初年額13万円の3名分として取っていたのですけれども、実際、請求は年額276万円でありましたので、今回、増額補正するというようにしております。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） 私のほうから、衛生費の最終処分場管理運営事業の補正27万5,000円についてでございますが、今回補正しました借上料27万5,000円につきましては、一旦、市のほうで立てかえますが、最終的には事務費等といたしまして、広域連合から負担していただくこととなります。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 先ほどの補正の原因の主たる部分でございますけれども、屋根の修繕ということで、いつの災害と、被災かということでございますが、まず大きく2点ございまして、本町沢町の公営住宅でございますけれども、これにつきましては平成24年3月1日罹災日でございます。

もう1件でございますが、上歌団地の公営住宅でございますが、これについては3月26日でございます。原因は、春先の凍結によりまして屋根の上に残雪がございましたけれども、いわゆる凍結してなかなか落ちないような状況で積もり重なって、その重量もかなり大きくなりまして、軒先の部分でとどまって大きな重量がかかって、そこが破損したということでございます。

したがって、春先、昨年度になります。それにつきましては修繕を4月に入りまして早急にやったということで、維持修繕費の中で対応したところでございます。したがって、維持修繕費での対応ということで、他のものに対して被害を及ぼしていないという部分もございまして、維持修繕費で対応したところから、あえてこの被災に対する報告については行わなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 債務負担行為でもう一度お伺いしますけれども、運行期間が違う、それから別個の問題だということなのですか、もちろん運行期間は違います。というのは、当初買って、ことしの3月31日までですよ。それで、もちろん、先ほど提案ありましたように、これは25、26、27ですか、これ3年間ずつ入札をするのだと思うのです。だけれども、なぜ24年ダブるのかというのがちょっとわからないのですよ。

それと、小学校スクールバスの運行業務ということは、私は入札するしないは、これ当然のことなのですか、事業としては別個というふうには考えられないのですよ、同じ業務でないかなと。ただ、3年ごとに入札するのだというようなことだと思うのですけれども、その辺もう一度お伺いをいたします。

それから、確認ですけれども、7ページの衛生費の27万5,000円については、中・北

から後日入ってくると。一旦、歌志内市で立てかえるのだよと、それで中・北の会計から入ってくるのですよと、こういうことでよろしいのですか。

それからもう一つ、災害共済の件でございます。24年3月1日、3月16日、これは24年という23年度の予算でないかと思うのですけれども、それ、なぜ今ごろ補正するのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思いますけれども。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 債務負担行為につきまして、24年度がなぜダブっているのかという、運行業務の中身自体は同じなのということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、やはり運行期間が違えば別の債務負担を設定しなければならないというのが市の考えでございます。

それと、二つ目がやはり大きいのですが、債務負担行為に基づく契約につきましては、設定した初年度のみにはしか契約ができないという原則がございますので、この場合、平成25年2月に契約を考えております。25年2月ということは、24年度に契約考えておりますので、どうしても24年度に債務負担行為を設定したという事情でございますので、御理解願います。

それと、3点目の雪害に伴う修繕なのですが、24年3月1日というような被害の発生がございましたけれども、実際これに係る修繕は24年度予算で、24年度に24年度予算を使って修繕をしたということでございます。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） 衛生費の27万3,000円の関係でございますが、この部分につきましては、立てかえといいますか、広域連合のほうに負担していただくということで、事務費として広域連合のほうから一定額を負担してもらうことになっております。考え方としては、その一定額の中に入っているということになります。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 申しわけありません、答弁漏れがございました。

例えば、雪害に伴う補正がなぜ今ほどなのかということでございますが、土木費の住宅費の中で、一般修繕というものが大きい金額で予算計上しております。当面、その一般修繕の予算で対応したと、その中で対応したということでございますが、ここに至ってだんだん予算不足が生じてきましたので、原因を明らかにしながら補正に至ったということでございます。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 今の住宅費の問題ですけれども、それで24年度の予算ですね、24年度で住宅管理費で一般修繕が予算あったから、それを使っていたのだよと。それで、使っていたのだけれども、だんだんなくなってきたから住宅管理費の一般修繕を435万1,000円補正するよと、こういうことですね。そうすると、先ほど言いましたように、24年3月1日、それから3月16日、雪害に遭ってやりましたよと、こういうことであれば、補正をする前に工事が終わっているということになるのだと思うのですけれども、その辺、そういう取り扱いでいいのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 間もなく12時となりますが、引き続き会議を続けます。

森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） この雪害に伴う修繕も、一般修繕の範囲として市のほうでは考えておりましたので、特定の工事としては考えておりません。それで、3月1日なり、3月16日の雪害でございますが、雪が完全に解けた後、5月にこの修繕を実施したということでございます。

以上です。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 7ページのところで2点ばかり。

東光の最終処分場の自動車借上料、これ具体的にどういう車を借りて、どういう作業をしているのかをお尋ねしたいと思います。

それで、現在も既にこの中・北の残渣というか、中・北のための車ということで稼働しているのかどうか、その辺もあわせてお尋ねします。

それと、移転の補償ですけれども、1件で16万円ということでしたけれども、最終的に1件が移転したのはいつになるのか、これをお尋ねします。

また、そして、この1件16万円というのは決まっている金額なのかどうか、それをちょっとお尋ねしたい。

○議長（山崎数彦君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） 私のほうから、処分場の関係についてお答えします。

東光処分場で、どういう車でどういう業務を行っているかということでございますが、東光処分場の運転管理状況を把握するため、この部分、委託をしておりますので、きちんと管理されているかどうか、こういう部分を把握、モニタリングするために、通常の車両では年間を通して運行が困難なことがございますので、車高の高い四輪駆動車、一般的に言われているジープというような形の車両を借り上げる予定でございます。

あと、2点目の中・北の残渣が入っているかということでございますが、この部分につきましては、中・北からはまだ灰の処理は来ておりません。12月中につきましては、エコバレーの部分のslagですか、こちらのほうを処理をして運転管理をしている状況でございます。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 16万円につきましては、今後、12月に入りまして1件移転をする金額で16万円計上させていただいているところでございます。16万円につきましては、これ一定の金額で積算によりまして、一応通常の動産の移転という部分での金額で設定しているところでございます。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 今の車の借り上げですけれども、今、まだ中・北と正式に最終処分場の使用許可というのか、使用するよという契約は、これもう終わっていて、中・北のごみが入っていない今の段階で調査するための車の中・北にこの金額請求できるのですか。また、中・北とは違った調査は歌志内独自でやるのではないのかなと思うのですけれども、その部分の中・北に、供用開始が4月1日ということになっていますから、それまでに動いた分の中・北に請求できるのかどうかというのは、その辺ちょっと疑問なのですけれども。

それと、今の補償、これ12月に補償があるのだよということで、あくまでも移転をお願いしている地区の人が移転を希望するよということになった場合に、この補償が発生すると、こういう理解でよろしいですか。

○議長（山崎数彦君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） ごみの関係でございますが、中・北のほうからは1月から灰が入ってくるということで、受け入れをしてほしいということで、それは言われております。それに伴いまして準備期間等がございますので、12月1日に処分場をエコバレーさんから譲渡を受けて管理運営しますということで、これは中・北のほうも理解をしております。準備期間を含めてということでございますので、12月1日からはきちんと管理をしなければなりませんので、その部分についての経費につきましては、これは中・北のほうで負担していただくということになっています。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 移転につきましては、移転者が現在、移転の意向がある人がいます。したがって、今回補正をいたしまして可決になりますと、その後移転すると。16万円につきましては、移転完了した時点で請求を受けて支払うということになっています。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 長寿命化計画ですか、積極的に移転をしていただくという説明を聞いているようですが、今後もその説明の仕方、俗に言うコンパクトシティ構想というのですか、移転を勧める、冬期間に入っていれば話が進むかどうか分からないですが、そういう構想でこの補正は、今回は1件ですが、まだふえていく可能性はあるということですか。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 当初予算で144万円という金額で可決をいただいておりますが、今回補正をいただくのですけれども、そうですね、毎年何件かは当初の予算で持ちまして、そしてその状況に応じて、また件数がふえれば議会に補正をしまして御同意をいただくということで考えております。

○議長（山崎数彦君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第57号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第58号平成24年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第58号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

委員会提出議案第59号から

委員会提出議案第60号まで

○議長（山崎数彦君） 日程第11 委員会提出議案第59号及び日程第12 委員会提出議案第60号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案運営委員会委員長梶敏さん。

○議案運営委員会委員長（梶敏君） ー登壇ー

委員会提出議案第59号歌志内市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）の公布に伴い関係条文を整備しようとするものでございます。

これは、議会の委員会などの組織運営等に関し、選任方法、在任期間等についての地方自治法で定めていた事項を条例に委任するものであります。

次のページ、本文に参ります。

歌志内市議会委員会条例の一部を改正する条例。

歌志内市議会委員会条例（平成3年議会条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、資料とあわせて説明しますので、委員会提出議案資料の1ページをごらん願います。

第2条を次のように改める。

（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）。

第2条、議員は、常任委員となるものとする。

第2項、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。

行政常任委員会8人、市政全般に関する事務の調査及び議案、陳情等の審査に関する事項。

これは、常任委員になることについて、地方自治法で定めていた事項を条例に規定し、条文の整備を行うものであります。

第5条の見出し中「設置」の次に「等」を加え、同条に次の1項を加える。

第3項、特別委員会の委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

これは、特別委員会委員の在任期間について、地方自治法で定めていた事項を条例に規定するものであります。

第7条に次の1項を加える。

第2項、議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

これは、委員の選任方法について、地方自治法で定めていた事項を条例に規定するものであります。

本文の附則に戻ります。

附則。

（施行期日）。

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書きに規定する政令で定める日から施行する。

続きまして、委員会提出議案第60号歌志内市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）の公布に伴い、関係条文を整備しようとするものであります。

次ページの本文に参ります。

歌志内市議会会議規則の一部を改正する規則。

歌志内市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて説明いたしますので、委員会提出議案資料の2ページから5ページをごらん願います。

目次中「第9節公聴会、参考人」第75条から81条を追加することにより、第9節会議録が第10節に繰り下がるものであり、あわせて、第75条から152条まで、それぞれ7条ずつ繰り下がるものであります。

各条につきましては、第9節が追加することにより、第75条から第152条まで、それぞれ7条ずつ繰り下がるものでありますので、説明を省略し、改正部分のみ説明いたします。

第16条中「法第115条の2」を「法第115条の3」に改める。

第30条第3項中「きいて」を「聴いて」に改める。

第36条第1項中「第128条」を「第135条」に、「聞き」を「聴き」に改め、第145条第2項ただし書き中「第101条（秘密の保持）第2項」を「第108条（秘密の保持）第2項」に改め、第105条第1項中「聞く」を「聴く」に改め、第93条第2項中「法第109条の2第4項」を「法第109条第3項」に改め、これらを全て地方自治法一部改正による引用部分の改正並びに字句を整備するものであります。

第1章中第9節を第10節とし、第8節の次に次の1節を加える。

第9節公聴会、参考人について、本会議における公聴人、参考人を招致に関する事項を追加するものであります。

地方自治法改正前は、委員会のみ認められていた広聴会の開催、参考人の招致が法改正により本会議において可能とされたことから、その旨を規定するものであります。

第75条、公聴会開催の手續であります。

会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、日時、場所、意見を聴こうとする案件と必要な事項を公示するものであります。

第76条は、意見を述べようとする者の申し出であります。公聴会にて意見を述べようとするものは、あらかじめ文書でその理由を議長に申し出なければならない旨を規定したものであります。

第77条は、公述人の決定であります。公述人は、あらかじめ文書で申し出た者、その者の中から定めるものであります。

第2項は、あらかじめ申し出た者の中に賛成者、反対者が一方に偏らないよう公述人を選ばなければならない旨を規定したものであります。

第78条は、公述人の発言については、3項にわたり制限したものであります。

第79条は、議員と公述人の質疑であります。

第1項は、議員は公述人に対し質疑ができ、第2項は、公述人は議員に対して質疑ができない旨を規定したものであります。

第80条は、公述人の代理または文書により、意見の陳述に関する規定であります。

第81条は、参考人について、公述人と同様の規定を設けたものであります。

本文の附則に戻ります。

附則。

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第100条第2項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書きに規定する政令で定める日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（山崎数彦君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、委員会提出議案第59号歌志内市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、委員会提出議案第59号は、原案のとおり可決されました。

これより、委員会提出議案第60号歌志内市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、委員会提出議案第60号は、原案のとおり可決されました。

散 会 宣 告

○議長（山崎数彦君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

（午後 0時15分 散会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 山 崎 数 彦

署名議員 川 野 敏 夫

署名議員 女 鹿 聡